

第 3 編

企 画 防 災



防災マップ

——内 容——

- 1 館山市総合計画の概要
- 2 平成22年度施政方針の概要
- 3 行政事務委託
- 4 市民交通傷害保障制度
- 5 コミュニティ
- 6 館山市防災
- 7 館山市消防

1 館山市総合計画の概要

(1) 総合計画の構成

- ① 総合計画は、21世紀における館山市の長期的なまちづくりの基本的方向と施策、事業を総合的、計画的に示すもので、市政の指針となるものです。同時に、市民をはじめ各種団体等に長期的なまちづくりの目標を明らかにし、まちづくりへの積極的な参画を期待するものです。総合計画は、「基本構想」及び「基本計画」で構成しています。
- ② 「基本構想」は、2015年(平成27年)を目標年次とし、まちづくりの将来像や将来像を達成するための基本的な考え方を施策の大綱として示すもので、計画期間は、2001年から2015年の15年間です。
- ③ 「基本計画」は、基本構想に基づいて、館山市が将来像の実現に向けて取り組むまちづくりの諸施策について、基本的方向を体系的な枠組みのもとに、総合的、計画的に示すもので、計画期間は、基本構想の計画期間を5か年ごとに3期に分けています。第1期基本計画は、2001年度から2005年度、第2期は2006年度から2010年度、第3期は2011年度から2015年度です。

(2) 基本構想

① 策定の趣旨

21世紀を迎えて、本格的な少子高齢社会の到来、国際化、情報化の進展、地方分権、規制緩和の進展など大きな社会の変化に直面しています。このような中、市民のニーズに的確に対応し、地域の振興を図るためには、長期的な視点から行政の目標を明確にし、計画的で、かつ効果的な施策の展開を図る必要があります。また、開かれた市政を進める上で、情報を積極的に公開し、市民の共通認識を得つつ、ともに考え、ともに行動することが何よりも大切です。

見通しの難しい社会情勢ではありますが、市民の英知を結集し、力を合わせて、新しい時代に立ち向かうことが、今、求められています。このような視点に立ち、平成13年3月に館山市基本構想を策定しました。

② 基本理念及び将来像

安房地域の豊かな海や山の自然、ゆったりとして親切な人々、歴史や伝統に培われてきた館山。こうした誰もが心のよりどころとして大切にしている「ふるさと」を基本理念としました。

将来像は、住んでいる人が自慢できるまち、多くの来訪者に愛されるまち、魅力ある生活や文化を創造して提供する元気にあふれたまちを目指して「輝く人・美しい自然 元気なまち館山」としました。

③ 将来人口

目標年次2015年(平成27年)の将来目標人口を54,000人としました。

④ 施策の大綱

施策の大綱は、将来像の実現を目指して次の三つの体系で構成し、各施策を位置付けました。

ア 「館山新世紀発展プラン」では、交通の歴史的転換期を迎えて、情報化やライフスタイルなどの変化にいち早く対応しつつ、交流のまちづくりや、もてなしの産業づくりを推進し、首都圏の一部機能を担う安房地域の中心都市館山を創っていきます。

イ 「ふるさと館山の保全と育成」では、波静かな鏡ヶ浦と黒潮躍る太平洋に面した平砂浦の二つの海や澄んだ空気、歴史の中で培われた伝統・文化、ゆったりとして親切な人間性、元気な高齢者、子供たちの活発なスポーツや文化活動など、館山が誇る優れたふるさと性をしっかりと守り、育んでいきます。

ウ 「分権型社会のシステムづくり」では、分権型社会に対応して、市民と行政が一体となって、自ら考え自ら責任を負うまちづくりを進めるため、透明で効率的な行政システムを目指し、行政サービスの高度化に努めます。

(3) 第1期基本計画（2001年度～2005年度）

① 特徴

ア 第1期基本計画の事業は、市民との対話を重視した「キャッチボール作戦」をもとに策定されています。約2,000人を対象にしたアンケート、市内14ヶ所の地区懇談会、各種団体との意見交換会、団体からの提案・提言、提案ボックス、インターネットによる提案など、延べ364件の提案がありました。

そのうち、5か年計画に反映した事業が40.9パーセント（149件）、一部反映したものの43.1パーセント（157件）で、合わせて84パーセントが計画に反映されています。

イ 基本構想の考え方を踏まえて、基本計画では、経済の活性化、少子高齢化対策、環境対策、情報化などについて、必要性、緊急性、熟度等を考慮して、優先的に位置付け、次の9点を横断的に取り組む主要施策課題としました。

主要事業(施策課題別)

1 経済活性化対策	◇観光振興拠点の整備(海辺の交通・情報拠点整備事業、郊外型情報物産センター整備事業、観光農漁業拠点整備事業) ◇公設地方卸売市場整備事業 ◇観光農漁業の促進 ◇海上交通の開設及び受入れ態勢の整備
2 館山湾の活用と海辺のまちづくり	◇特定地域振興重要港湾の整備促進 ◇ビーチ利用促進モデル事業の促進 ◇海辺のまちづくり推進事業
3 開かれた市政の推進	◇情報公開の推進 ◇広報・広聴活動の充実 ◇市庁舎窓口改修事業 ◇住民票等自動交付機の設置
4 情報化の推進	◇情報化戦略の策定 ◇情報推進体制の整備 ◇地域資源のデジタル情報化 ◇情報交流拠点の整備
5 少子高齢化対策	◇延長保育・病時保育の実施 ◇介護・福祉情報センター(仮称)の建設 ◇バリアフリー化の推進
6 環境対策	◇土砂等の埋立て等の適切な指導 ◇動植物調査 ◇平久里川浄化対策検討会の設置
7 新しいまちを創る人づくり	◇国際理解教育や情報教育の推進 ◇ふるさと学習の推進や学校施設・環境の整備 ◇ボランティア・NPO活動への支援
8 行財政改革の推進	◇定員管理の適正化、組織運営の弾力化 ◇事務事業の見直し(政策評価システムの導入、補助金評価審査会の設置)
9 広域行政の推進	◇広域行政の推進 ◇市町村合併に関する調査研究

(4) 第2期基本計画（2006年度～2010年度）

① 特徴

ア 第2期基本計画の事業は、2,000人を対象にした市民意識調査を実施し、市民の皆さんが日頃、市政や日常生活の中で感じていることや何を望んでいるかを調査し、その結果を計画策定の参考資料として活用しました。その中で、まちづくりなどへの自由意見が、延べ711件あり、その内計画に反映したものが、42.6%（303件）、一部反映したものが35.7%（254件）、合わせて78.3%（557件）が計画に反映されています。

イ 第1期基本計画の基本事務事業について、5か年の達成状況はどうかという視点から政策評価を実施しました。その結果、「事業の選択と集中」が図られ、第2期基本計画へ反映しました。

ウ 市民意識調査や第1期基本計画の政策評価の結果を踏まえ、「地方分権社会への対応」「地域の再生」「人口減少社会への対応」の3つの視点から策定しました。そして、地域経済の活性化と収支均衡型の財政運営を目指し、「観光立市の確立」「行財政改革の推進」「市民本位のまちづくり」3つを重点的に取り組むべき施策としました。

② 重点施策

1 観光立市の確立	<p>1. 館山湾の活用と海辺のまちづくり</p> <p>(1) 多目的観光栈橋の整備促進 水域利用者等の理解を得ながら、多目的観光栈橋の早期着工、完成を目指します。</p> <p>(2) 海辺の交流・賑わいの増進 新たな海路の開設に引き続き取り組むとともに、多目的観光栈橋の整備に合わせ、船舶利用者や来訪者への発券・待合室や観光情報の提供など、情報交流機能を有する施設の整備を検討します。また、北条海岸のビーチとシンボルロードの整備を促進するとともに、オープンウォータースイムレースなど、海辺を活用した地域振興イベントを推進します。</p> <p>2. 「観光立市たてやま行動計画」の着実な推進 計画に位置づけられた施策や事業をさらに積極的に推進するとともに、観光振興基金を有効に活用して、民間事業者の主体的な活動を支援します。</p>
2 行財政改革の推進	<p>1. 財政構造の改革 財政構造改革プログラムをもとに、歳入に見合った収支均衡型財政構造への転換を目指します。また、人件費や補助金等の削減、入札・契約の見直しなどの歳出の削減に努めます。</p> <p>2. 効率的な組織の構築と定員管理及び給与の適正化 新たな行政課題や多様な市民ニーズに柔軟に対応し、迅速な意思決定が行われるよう、効率的な組織体制を構築します。 また、民間委託や非常勤職員など多様な雇用形態を導入し、職員数の適正な管理や給与の適正化に努めます。</p>
3 市民本位のまちづくり	<p>1. 市民主体で効率的・効果的な行政運営の展開 限られた財源のもと、政策の選択と集中を図りつつ、政策主導型の市政運営を行い、市民の満足度を高めます。また、民間委託の推進などにより、民間の柔軟で多彩な発想を積極的に取り入れ、経営感覚を持った行政運営を進めます。</p> <p>2. 市民参加と協働による市政の推進 情報の公開を積極的に行い、市民の英知とパワーをまちづくりに生かせる仕組みを構築し、市民と行政の協働によるまちづくりの実現を目指します。</p>

(5) 第3期基本計画（2011年度～2015年度）

現在、第3期基本計画を策定しています。2,000人を対象とした市民意識調査、市内16ヶ所でのまちづくり懇談会などで、市民からの意見・提案等を広く聴取し、総合計画審議会での審議を経て、平成22年度中に第3期基本計画を策定・公表します。

2 平成22年度施政方針の概要

1 積極的に取り組む施策

・「安全・安心のまちづくり」

～日頃からの非常時に備えた生活基盤の整備や防災体制づくり～

- 1 防災マップなどの活用による「防災意識の高揚」
- 2 自助・共助・公助による「地域防災力の強化」
- 3 震災に強いまちづくりを実現するための「館山市耐震改修促進計画の推進」

・「経済振興のまちづくり」

～館山特有の魅力ある自然・産業・歴史・文化を活かした経済振興～

- 1 国道127号の富浦インターチェンジから那古交差点までの4車線化、地域内外から適切に観光拠点へアクセスするための、国道・県道の整備促進
- 2 国外にも誇れる滞在宿泊型の観光リゾート地を目指した、「観光立市たてやま行動計画」、南房総地域観光圏事業の更なる推進
- 3 関係機関やNPOなどの市民活動団体と連携した体験型観光事業の推進
- 4 「オンリーワンの魅力あるまち」の多用なメディアを活用した情報発信、定住・移住・交流人口の増加
- 5 多目的観光棧橋の利用促進につながるポートセールスや交流拠点「渚の駅」の整備推進
- 6 館山湾を中心エリアとしたトライアスロン競技・サイクリング競技などの全国規模の大会の開催誘致
- 7 観光事業と連携した体験型農漁業の推進
- 8 ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の実施による新規雇用の創出
- 9 「ゆめ半島千葉国体」の成功

・「子育て・生きがい充実のまちづくり」

～人材の育成による元気な地域づくり～

- 1 幼保一元化の推進
- 2 関係機関、NPOなどの各種市民活動団体と連携し「元気な広場」などを活用した子どもの居場所づくり
- 3 学校施設等の改修実施による安全で快適な教育環境の提供
- 4 様々な体験活動への参加機会の創出
- 5 適正な学校規模や配置に向けた館山市学校再編指針に基づく検討
- 6 生涯学習・生涯スポーツ・健康づくりへの参加機会の提供

・「市民が主役のまちづくり」

～市民と行政が協働して推進するまちづくり～

- 1 地域で行う自主性を持った特色あるコミュニティ活動などへの支援
- 2 広報紙やホームページなどで積極的に市制に関する情報を提供、市民が率先してまちづくりに参加できる環境づくり
- 3 国内外の都市間交流を行う活動への支援

・「時代に対応した市政運営」

～地方分権改革、社会情勢の変化に対応する体制づくり～

- 1 市組織の改編等（グループ制を廃止し、係制に移行・観光プロモーション室を廃止し商工観光課に一元化・観光部門を「渚の駅」に集約）
- 2 人事評価制度の施行、各種研修制度による職員の能力向上
- 3 事務処理システムの根幹である基幹系システムの汎用コンピュータからオープンシステムへ移行による安定的な運用、効率化、市民サービスの向上

2 主要施策（基本計画体系順）

①「館山新世紀発展プラン」

館山市が安房地域の経済・文化の中心都市として役割を果たしていくため、経済活性化や若者の雇用の場の確保を図るなど、人口の減少や少子高齢社会に対応した施策の展開を図ります。

(1) 首都圏を最南で支える交通拠点の確立

- ・多目的観光栈橋の供用開始による客船等の寄港や運航拡大等の誘致活動の推進
- ・国道127号(那古交差点～富浦IC)の4車線化整備の要望活動
- ・(仮称)船形バイパス事業化の要望活動
- ・地域高規格道路館山・鴨川道路事業化の要望活動
- ・東関東自動車道館山線の4車線化や追い越し車線追加整備の要望活動
- ・地域住民の交通の便を維持・確保を検討するための地域公共交通会議の設置

(2) 情報都市館山への挑戦

- ・市政、観光、イベントなどの情報発信機能の強化
- ・行政手続きの電子化の検討など電子自治体の推進
- ・市民レベルによる国際交流活動への支援

(3) 交流・交易のまちづくりと館山湾の活用

- ・客船等寄港時における乗船客の受入環境の整備及び館山湾の活用
- ・館山港の中核施設となる「多目的観光栈橋」や交流拠点「渚の駅」の整備
- ・「たてやま海まちフェスタ」など海に親しむ市民参加型イベントの開催
- ・海辺のまちづくり推進のためのビーチ利用促進モデル事業やシンボルロード整備事業の早期完成

(4) 賑わいと憩いと癒しの観光地づくり

- ・ITを活用した地域観光情報の発信及び案内看板の設置
- ・日本風景海道に登録された「南房総・花海街道」の安房3市1町によるパートナーシップ活動の推進
- ・観光客の来訪及び滞在を促すための南房総地域観光圏事業の実施
- ・多様化する観光客のニーズに対応した着地型旅行等の推進のための中間支援機能の整備
- ・体験観光ガイドの人材育成や体験観光メニューの充実
- ・千葉県海上保安部との連携による、安全・安心な海浜空間の創出
- ・海、浜の「安全」「安心」を目指した「海・浜のルールブック」の啓発
- ・来訪者へ快適な空間を提供するための花き植栽及び清掃等の観光地の美化
- ・海水浴客が安心して利用できる海水浴場の開設のための安全対策の実施
- ・観光振興と地域の活性化を図るための館山観光まつり、南総里見まつりへの助成

(5) 商業都市館山の再構築

- ・中小企業の振興を図るため、中小企業融資の借入れを行なった事業者に対しての利子や保証料の補給
- ・新商品の開発などに取り組む事業者や団体などへの支援

(6) 地域を育む産業の活性化

- ・遊休農地の解消及び優良農地の確保と保全のための農業振興地域整備計画の見直し
- ・農村環境の保全と施設園芸の発展のための廃プラスチックの処理費用の補助
- ・有害鳥獣による農作物被害対策費用の一部助成
- ・中山間地域等の農業生産活動への支援による農地の多面的機能の維持
- ・農用地総合整備事業により整備した基幹農道の維持管理
- ・農林業生産基盤の維持、改良等のための資材の交付
- ・農業用水の安定供給を図るためのため池等の整備
- ・観光事業と連携した体験型農漁業の推進
- ・漁業基盤の整備(漁港工事)や漁獲量向上を図るための漁礁整備による良好な漁場の造成
- ・沿岸漁業の振興と漁家経営の安定を図るための種苗放流事業に対する補助
- ・県内唯一の国指定伝統工芸品である房州うちわの振興

(7) 帰りたくなるまち、住みたくなるまち、子供を育てたくなるまちづくり

- ・37年ぶりに千葉県で開催される「ゆめ半島千葉国体」の活用
- ・国際的・全国的なスポーツイベントの誘致・開催
- ・市民の健康体力づくりと館山市のPRを図るための若潮マラソン大会の実施
- ・UJIターン希望者への情報発信の強化による移住・定住人口の増加

② 「ふるさと館山の保全と育成」

温暖な気候と海や野山の自然、豊かな歴史や文化に恵まれた風土の中で、親切な人間性が生まれ、明るく活発な地域社会が形成されており、今後も、少子高齢社会など諸課題を克服し、館山の良さを保全していきます。

(1) ふるさとの環境づくり

- ・環境保全対策の資料とするための公共用水域等の水質調査の実施
- ・公共用水域の水質保全を図るため単独処理浄化水槽から合併処理浄化槽へ転換配置する者への補助
- ・地球温暖化対策のための住宅用太陽光発電システムを設置する者への補助
- ・プラスチック類及び発泡スチロール類等の分別収集によるごみの減量化・再資源化の推進
- ・各機器の定期的な点検補修などによる清掃センター・衛生センター・最終処分場の適正な維持管理
- ・低炭素社会づくりのための館山市バイオマスタウン構想の推進

(2) 文武両道の人づくり

- ・障害を持つ児童・生徒のための特別支援教育に係る諸施策の実施
- ・情報教育推進のための小中学校へのパソコン等環境整備
- ・スクールバス運行や遠距離通学への通学費の一部補助による通学の利便性の向上及び保護者負担の軽減

- ・安全な教育環境の維持のための老朽化した幼小中学校施設の整備
- ・生活習慣病の予防を図るための児童・生徒への検診の実施
- ・経済的な理由により就学困難な児童・生徒が円滑に義務教育が受けられるための支援
- ・小中学校に民間委託による外国語指導助手を配置することによる国際理解教育の推進
- ・保護者負担の軽減や教育環境の充実を図るための私立幼稚園への適切な補助
- ・放課後や週末の余裕教室等を活用した子どもたちの安全安心な居場所づくりの推進
- ・青少年の健全育成の推進のための地域活動等に対する補助
- ・市民の積極的な生涯学習意欲へ対応するための各種講座などの開催や図書館資料の充実
- ・市民等が安全に利用するためのコミュニティセンターや学習等供用施設の修繕
- ・若潮ホールの貸館及び施設管理などの業務委託をすることによる住民サービスの向上
- ・各種大会への選手の派遣やスポーツ大会、スポーツ教室などを開催することによる児童・生徒の運動能力の向上
- ・スポーツを通じた青少年の健全育成や各種スポーツ団体の育成及び生涯スポーツの普及
- ・安房国分寺跡などの史跡や歴史的建造物の保存と活用
- ・地域文化の振興と市民生活の向上のために活動している各文化団体等への支援
- ・郷土研究の進展のため、館山市の歴史や南総里見八犬伝等に係る資料の整備や展示の充実

(3)『輝き・高齢社会』の実現

- ・幼児に対する教育・保育の充実を図るための幼保一元化へ向けた取組
- ・円滑な介護保険制度の運営
- ・敬老の意を表すための敬老祝金の支給
- ・高齢者の生きがいづくりを促進するための老人クラブの活動費の一部助成
- ・高齢者の知恵と経験を活かした社会参加の促進のための社団法人シルバー人材センターの運営補助
- ・高齢者の福祉向上のための養護老人ホームへの入所措置

(4)元気で明るい『ふれあい社会』の継承

- ・地域の振興を図るための町内会連合組織の円滑な活動の推進
- ・協働による市民参加のまちづくりを推進するためのコミュニティ事業への助成
- ・きめ細かな民間社会福祉活動の充実を図るための館山市社会福祉協議会への補助
- ・幼児に対する教育・保育の充実を図るための新たな幼保一元化に向けた取組
- ・障害者等が自立した日常生活を営むための障害福祉サービスなどによる支援
- ・重度心身障害者の社会参加の促進を図るためのタクシー料金の一部助成
- ・保健・福祉の向上や負担軽減のための重度心身障害者(児)医療費の助成
- ・ひとり親家庭の福祉の増進を図るための医療費等の助成
- ・子育て支援の推進を図るための病児・病後児保育事業の実施
- ・子育ての不安解消や高齢者の生きがいづくりを推進していくための「元気な広場」の運営
- ・留守家庭児童の健全育成と事故防止のための学童保育を実施する学童クラブへの運営補助
- ・保健・福祉の向上や保護者の負担軽減のための乳幼児医療費の助成
- ・保育サービスの充実のための私立保育所等への保育の委託
- ・児童福祉の増進を図るためのひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給

- ・児童の健全育成を図るための児童手当の支給(平成22年度8月分から子ども手当制度が創設)
- ・母子家庭の自立促進を図るための就業支援
- ・最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を促すための生活保護事業の実施
- ・市民の健康づくりを支援するための保健推進活動の充実
- ・妊婦・乳児健診や各種相談事業による一貫した母子保健事業の実施
- ・市民の生命と健康を守るための救急医療や夜間急病医療の確保
- ・乳幼児・学童・高齢者の疾病予防のための各種予防接種の実施
- ・結核及びがん等、生活習慣病の早期発見・早期治療のための効果的な各種検診の実施
- ・円滑な国民健康保険制度の運営
- ・高齢者への適切な医療の確保

(5)安全・安心・快適なまちづくり

- ・来庁者や市職員の安全確保並びに防災拠点としての機能確保のための市庁舎耐震改修設計の実施
- ・震災に強いまちづくりを推進するための木造住宅の耐震性に対する市民の意識向上
- ・市道上の交通危険箇所における交通安全施設の整備
- ・未整備地区への防災行政無線の新設による情報連絡体制の確保
- ・災害危険区域や避難場所などの情報を提供する防災マップの活用
- ・自主防災組織の充実・強化
- ・消防力の充実・強化を図るための消防施設の整備
- ・広域消防体制の整備による市民の安全・安心確保
- ・安全性の確保のための市道や排水路、河川、橋梁等の補修・改良の実施
- ・海の安全・安心を守るための、海上保安庁館山分室との連携
- ・新たな雇用の創出のための雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の実施
- ・児童遊園の維持管理による子どもたちへの健全な遊び場の提供
- ・ボランティアによる地区花壇への植栽等花のある美しいまちづくりの推進
- ・市営住宅等の老朽化対策や安全対策など適正な維持管理

③「分権型社会のシステムづくり」

地方分権の進展や現下の厳しい財政状況の中、「館山市行財政改革方針」に沿った行財政改革を推進します。

(1)行政システムの改革

- ・市民の期待に応え、質の高いサービスを提供するための組織改編
- ・事務事業の見直しや組織の合理化などによる適正な定員管理
- ・職員の能力向上を目的とした人事評価制度の試行や各種研修の実施
- ・職員の意識改革や適正な事務事業の見直しを行なうための事業仕分けの手法検討
- ・施策のより効果的な展開を図るための政策評価制度の活用
- ・市民の積極的な市政への参画を図るための広聴制度の充実
- ・基幹系システムをオープンシステムへ移行することによる市民サービスの向上及び事務処理の効率化

- ・「エルタックス」を活用した法人市民税の電子申告導入など課税業務の簡素化・効率化
- ・滞納管理システムの活用による市税徴収体制の強化

(2) 行政サービスの高度化

- ・市政に関する情報を積極的に提供するための広報紙「だん暖たてやま」の発行
- ・「観光立市たてやま」実現のための多様なメディアを活用した、多角的・戦略的な観光情報などの提供
- ・複雑で多様化、専門化する市民等からの相談業務の充実

(3) 広域行政の強化

- ・行政事務の効率化を図るために共同で行なう職員採用試験や職員研修等の実施
- ・安房郡市広域市町村圏事務組合で建設する新火葬場や既存の広域施設運営等に係る費用の一部負担

3 行政事務委託

行政事務連絡の徹底を図り、市行政事務を効率的に運用するため、毎月1日と15日に発行する広報等を各世帯に配布する事務や簡易な調査を町内会等に委託している。

事務を取り扱う町内会等には、次により算出した委託事務費が支払われる。

※ 年額：4,000円＋800円×(4月1日現在の当該町内会等の区域内の世帯数)

4 市民交通傷害保障制度

交通事故（道路交通法第2条第8号に規定する車両による人身事故）により傷害を受けた者を救済するため、昭和43年度からこの制度を実施している。

(1) 制度の内容

館山市を保険契約者、加入者を被保険者、保険者を館山市の指定する損害保険会社とし館山市民交通傷害保険契約に基づくものとする。

(2) 加入者

市内居住で住民登録又は外国人登録をしているもの。

(3) 費用の負担

保険料は、保険期間1年で被保険者1名につき1口600円(限度2口)、中途加入者は月割、生活保護者及び就学困難な児童及び生徒に係る法律で規定する準要保護児童については、費用の一部(80円)を市が負担する。

(4) 保険期間

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。中途加入者は申込みの日から始まる。

(5) 保険金額

交通事故により傷害を受け、その直接の結果として180日以内に次に該当したとき

- ① 死亡したとき……………100万円
- ② けがのため、次の後遺障害を残したとき……………100万円
 - ア 一眼又は両眼失明
 - イ 両耳聴力全失
 - ウ そしゃく又は言語機能全廃
 - エ 一腕又は両腕若しくは一脚または両脚を失ったとき
 - オ その他身体の著しい障害により終身自由を弁ずることができないとき

③ けがにより医師の治療を要したとき

治療期間	保険金	治療期間	保険金
6か月以上	12万円	5か月以上6か月未満	9万円
4か月以上5か月未満	7万円	3か月以上4か月未満	5万円
2か月以上3か月未満	3万円	1か月以上2か月未満	2万円
1週間以上1か月未満	1万円	1週間未満	5千円

(6) 保険金支払状況

平成21年度 2,420,000円

(7) 加入状況

平成21年度 加入人員 1,704名 加入率 3.4%

保険料 1,428,050円

5 コミュニティ

地域コミュニティの推進

社会が発展し、市街地に限らず農村地域でも都市化の進展、経済社会構造の変化や生活様式の変化にとともに、連帯意識の希薄化が問題とされる中で、心と心のふれあいやいたわりの心がますます大切になっています。

緑に囲まれ、安全で便利な環境であっても住んでいる人々の交流や心のふれあいがなかったら住みよいまちとは言えません。

人々の交流の場を提供するのがコミュニティで、自分達のまちを自分達の手で住みよくしていこうとする住民同志の共同の活動がコミュニティ活動です。

コミュニティづくりは地域の人達の日常のふれあいから始まり、地域に関心をもち、地域のことを考え、いろいろな地域活動に参加しようとする気運をつくりあげて行くことが必要です。そして日常のふれあいを通して仲間意識が育てられ、地域の連帯意識に支えられてコミュニティづくりが進められていきます。

コミュニティ活動は地域生活をみんなで楽しむスポーツ、文化、レクリエーション活動など住民同志のふれあい・交流の場をつくる活動と地域の生活問題、環境問題などみんなで考え、協力しあって解決するといった活動があります。

これからのコミュニティ活動に期待されることは地域における市民の連帯感に支えられた共同活動です。

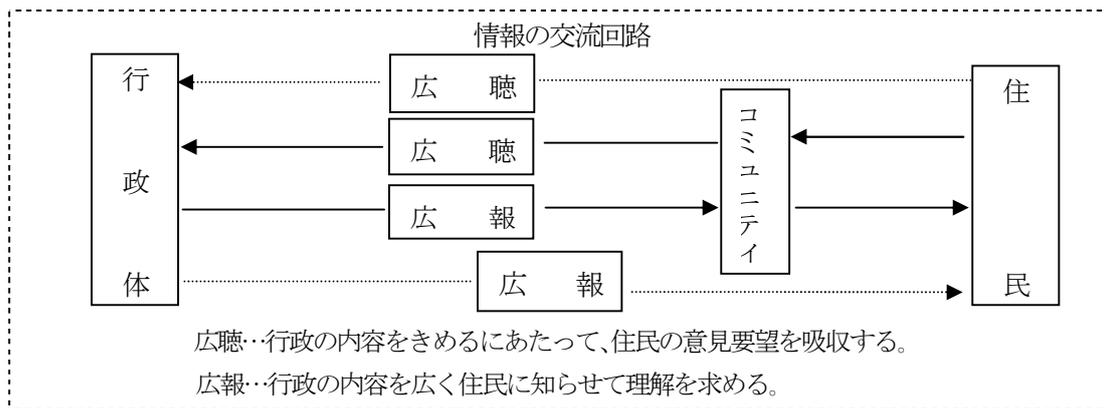
コミュニティ活動を通して地域の人々がふれあい、地域の課題を直に感じることにより、課題解決に向け自立的に取組むことが期待されています。

(1) 施策

☆ コミュニティと行政が協働し、特色ある市民参加のまちづくりを目指す。

① 情報の交流と市民参加

広報広聴を充実させ、情報の交流を図り、コミュニティとの提携により市民参加のまちづくりを図る。



② コミュニティ醸成

コミュニティ意識の啓発及びコミュニティ活動の推進を図る。

(2) 実施事業

☆コミュニティ醸成のための事業を実施する。

- ア 館山市コミュニティ事業補助金の交付
- イ 各地区コミュニティ活動の支援
- ウ コミュニティ活動のPR、市ホームページにて活動をPR
- エ 公民館事業によるコミュニティ啓発
- オ コミュニティ印刷機の管理

(館山市コミュニティ事業補助金、自治総合センター助成事業ほか)

館山市コミュニティ事業補助金概要

地域社会における市民のふれあい及び快適な生活環境の確保を図り、もってコミュニティを醸成するため、地区コミュニティ又は、地域（町内会等）コミュニティが実施する事業に要する経費について補助を行い、コミュニティ活動の振興を図ろうとするもの。

() は、補助率及び補助限度額

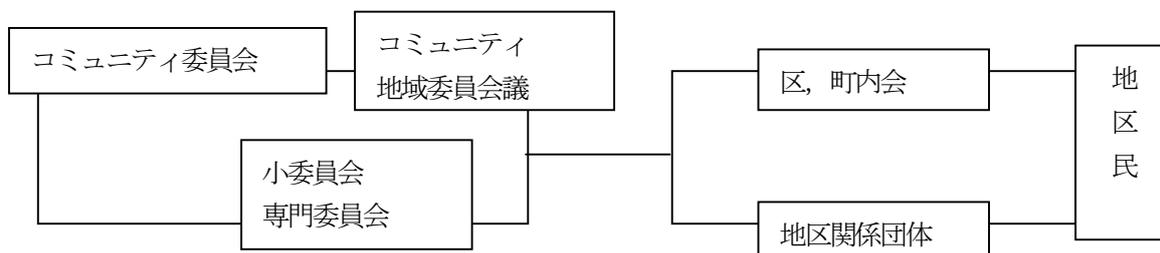
- 1 防災施設整備事業（施設 1/2 100万円 備品 2/3 20万円）
- 2 コミュニティ集会施設等整備事業
 （新築1/3 300万円、増築1/3 50万円、補修1/3 30万円）
- 3 コミュニティ活動推進事業（別に定める）
- 4 自治総合センター コミュニティ助成事業(自治総合センター 助成要綱による)

(参考) 地区コミュニティ

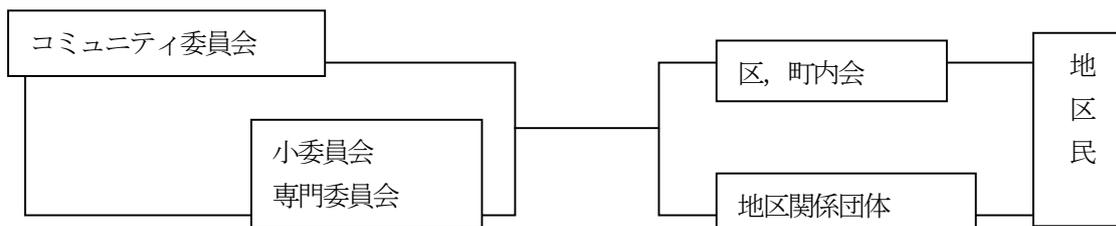
小学校区域等を単位として10のコミュニティ委員会が昭和53年に発足し、それぞれに特色ある活動を行っている。

組織図

○ 館山・豊房・館野地区



○ 北条・那古・船形・西岬・神戸・富崎・九重地区



(3) 館山市コミュニティセンター

所在地	館山市北条740番地の1		
施設の構造	鉄筋コンクリート地上3階一部地下1階		
施設の面積	延べ床面積	3,646.17	m ²
	中央公民館（1階）	1,428.25	m ²
	北条地区学習等供用施設（2階）	699.14	m ²
	保健センター（2階）	767.62	m ²
	勤労青少年ホーム（3階）	751.16	m ²
完成年月	昭和58年10月		

利用状況

平成21年度

施設名	利用件数	利用人員
中央公民館	3,321件	75,497人
北条地区学習等供用施設	2,408件	38,700人
保健センター	426件	7,276人
勤労青少年ホーム	2,192件	39,144人

6 館山市防災

(1) 防災行政無線

① 館山市の現況

館山市は房総半島の西南端に位置し、東京湾、太平洋に面している。人口の70%が集中している市街地は、東京湾沿いに形成されており、三方を小山が取り囲んでいる。地質は、一般に年代が新しく、特に市街地の位置する平野部は、過去の大地震による土地の隆起で海岸線が前進した後に形成されたもので、地震時の被害は、大規模になることが予想される。事実、関東大震災における本市の建物被害は81%にも及んでいる。

② 防災行政無線導入の考え方

災害に対する予警報は、市独自で観測機関がなく、報道機関や県からの情報を受けて市民へ放送するため、急を要するもの（東海地震に関する警戒宣言の発令等）については、テレビ、ラジオ報道の方が早い。しかし、発災後の被害状況、災害復旧活動、救援活動等の市民の知りたい見近な情報であり、この情報は市で流す以外にほとんど伝達されないと思われる。この結果本市では、災害発生後の対応を第一に考え、防災行政無線の設置を推進した。

③ 通信施設の現況

(固定系)

本市の防災行政無線を活用した情報システムは、まず発災時の津波対策を最重要課題として設定している。津波浸水危険区域内の居住者や海水浴客等来訪者の避難誘導のため、高密度に屋外拡声子局を設置した。また、内陸側にも避難所に集まってくる避難者に情報を早く伝達する目的で、各地区の救護拠点に屋外拡声子局を設置した。

一方、災害対策本部が流す情報を早くきめ細かく伝達する意味で、各自主防災会長（町内会長）宅及び公共施設に戸別受信機を設置し、屋外拡声子局の補完をさせる。

(移動系)

住民に情報を流すためには、情報収集する必要がある。特に災害時、被災地の最新情報を入手し、必要な情報（避難誘導、救助活動等）をいち早く伝達することが被災者に安心感を与え、二次災害の防止につながる。

このため、市職員に地区担当制を設け、担当者に移動系無線を配置し、各地区救護拠点（避難所）において災害対策本部と交信のできる体制を整えるとともに、災害時における情報収集伝達に努めている。また、市内の防災関係機関、市の出先機関へも配置し、相互の情報交換による発災後の救護活動がスムーズに進む体制を確保している。

移動系無線機は、グループ別呼び出しをすることによって日常業務の妨げにならないように配慮している。

通信施設配備状況（平成21年度末）

固定系	局数	移動系	局数
固定局（親局）	1	基地局	1
遠隔操作機	1	中継局	1
再送信子局	1	車載5W	7
子局	105	可搬5W	50
戸別受信機	383	携帯1W	10

④ 運用及び活用

放送の基準

防災行政無線固定系の放送については、緊急を要し、市民生活に著しい支障をきたすものであって、かつ、市内全域に影響を及ぼすものに限り行っている。

ただし、災害に備えての訓練に関する放送及び無線設備の試験に関するものは除く。

放送事項

- ・ 災害情報及び避難指示に関するもの。
- ・ 津波注意報・警報、大雨洪水警報等の自然災害にかかる警報の発表及び解除に関するもの。
- ・ 大規模な火災又は、大規模になる恐れのある火災に関するもの。
- ・ 警察から依頼のあった行方不明者等の人命に関するもの。
- ・ 武力攻撃事態等における警報の発令及び解除並びに住民の避難に関するもの。
- ・ 警察から依頼のあった犯罪情報で、不特定多数の者が被害に遭う恐れがあり、かつ、緊急を要するもの。
- ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による国からの緊急情報に関するもの。
- ・ その他電波法に定める範囲内で無線総括管理者が特に必要と認めたもの。

ただし、災害時における正常な作動を確保するため、毎夕17時頃にチャイムを放送し設備の作動点検を実施している。

⑤ デジタル化へ更新整備

昭和60年から地震・津波対策として整備を行った既存のアナログ防災行政無線システムが、耐用年数をはるかに経過したため、老朽化による不具合が多発していることから、平成18年度から平成26年度までの予定で、消防庁所管の「防災基盤整備事業」によりデジタル防災行政無線への更新整備を行う。

平成18年度	電波伝搬調査及びデジタル防災行政無線施設的设计業務委託
平成19年度	固定系の基地局操作卓及び遠隔操作機の更新、屋外拡声子局の5局更新、5局新設、戸別受信機300台の更新
平成20年度	屋外拡声子局の15局更新、5局新設
平成21年度	屋外拡声子局の1局更新、10局新設
平成22年度	屋外拡声子局の5局新設予定

⑥ 情報伝達の補完的手段

現在、本市では災害情報等、緊急情報の市民等への伝達は、防災行政無線で行っている。しかし、屋外拡声子局を津波対策中心に整備したため、内陸部への設置本数が少なく、また、老朽化による不具合がたびたび発生し、「聞こえない」、「聞きづらい」等、苦情が出ているのが現状である。

このため、情報伝達の補完的手段として、防災、防犯、消防、その他大きなイベントの中止など、広く市民等に周知する必要のある緊急情報について、情報伝達を正確かつ速やかに行うため、携帯電話のメール機能を活用して「館山市安全・安心メール」の配信サービスを、平成18年8月1日から開始しました。

なお、平成22年5月末のメール登録者数は、7,878人である。

(2) 災害協定締結の推進

当市の財政状況は極めて厳しく、いつ起こっても不思議ではない大地震等の大災害に備え、防災対策に多くの予算を投入することは非常に難しい状況です。

また、防災対策にかかる予算を考えれば、いくら財政的に余裕があっても限りがないのも事実です。そこで、平成17年度から予算を伴う食糧備蓄や資機材の整備は必要最低限にとどめ、限られた予算の中で効率的・効果的に市民の安全・安心の確保を図るため、災害協定の締結推進を実施しています。

No.	協定名称	協定内容	締結先	年度
1	災害時における千葉県内市町村間の相互応援協定に関する基本協定	相互協力	県内市町村	8年度
2	災害時における館山郵便局及び館山市間の協力に関する覚書	相互協力	館山郵便局	9年度
3	災害時の医療救護活動に関する協定書	医療活動の実施	社団法人 安房医師会	13年度
4	安房医師会における異常事態発生時の通報連絡等に関する協定	必要な通報連絡に関する協定	館山警察署 安房郡市消防本部 安房医師会	14年度
5	災害時における応急協力に関する覚書	災害時要援護者受け入れ	館山市旅館組合	17年度
6	食糧・生活物資応援協定	生活物資の調達及び供給	(有)ときわや	18年度
7	食糧・生活物資応援協定	生活物資の調達及び供給	(有)上田商店	〃
8	食糧・生活物資応援協定	生活物資の調達及び供給	NPO 法人コメリ災害対策センター	〃
9	災害時の石油類燃料の供給等に関する協定	石油類燃料の調達及び供給	千葉県石油協同組合 館山鋸南支部	〃

10	災害時におけるエルピーガスの供給等に関する協定	LP ガスの調達及び供給	千葉県エルピーガス協会 安房支部	〃
11	災害時における救援活動協力に関する協定	物資・避難場所の提供 等被災者救援	ロック開発(株) イオン(株) ジャスコ館山店	19年度
12	地震等の災害応急対策に関する業務協定	応急対策の実施	館山市建設協力会	〃
13	災害時における支援協力に関する協定	応急生活物資の供給	生活協同組合ちばコープ	〃
14	災害時における物資の自動車輸送に関する協定	物資の輸送協力	社団法人 千葉県トラック 協会房州支部	〃
15	災害時における相互応援に関する協定	応急対策及び復旧対策の 相互応援	山梨県笛吹市	〃
16	災害時における防災無線の活用に関する協定	大規模停電時の放送 協力	東京電力(株)木更津営業所	20年度
17	災害時における支援協力に関する協定	応急対策の実施	館山市造園工事業協力会	〃
18	災害時における支援協力に関する協定	防災拠点としての被災者 支援	丸高石油(株)	21年度

●館山市における災害協定一覧（平成22年6月現在）

※津波避難ビル一覧

No.	種別	施設名称	所在地	収容人数	指定年度
1	民間	たてやま夕日海岸ホテル	館山市八幡 822	300	17年度
2	民間	ニューきくやホテル	〃 北条 2307-36	50	〃
3	民間	海の湯宿 花しぶき	〃 塩見 233-4	40	〃
4	民間	鳩山荘 松庵	〃 見物 787-2	50	〃
5	民間	休暇村 館山	〃 見物 725	100	〃
6	民間	ホテル洲の崎 風の抄	〃 洲崎 198-1	50	〃
7	民間	ホテル 川端	〃 西川名 855	150	〃
8	民間	平砂浦ビーチホテル	〃 伊戸 1535	200	〃
9	民間	ホテル アクシオン 館山	〃 小沼 352	620	〃
10	民間	館山グランドホテル	〃 坂井 772-54	60	〃
11	民間	いこいの村 たてやま	〃 藤原 1495-1	187	〃
12	公共	館山市立第一中学校	〃 那古 954	1,500	〃
13	公共	館山市立第二中学校	〃 長須賀 136	2,100	〃
14	民間	千葉県安房西高等学校	〃 北条 2311-3	700	18年度
15	民間	昭和女子大学望秀海浜学寮	〃 那古 1672	400	〃
16	民間	トスラブ館山	〃 波左間 588	50	〃
17	民間	中央学院大学館山セミナーハウス	〃 館山 96-1	100	〃
18	民間	ロック開発(株)ロックシティ館山 (株)ヤマダ電機	〃 八幡 545-1	2,500	19年度

(3) 自主防災組織の育成・強化

館山市における災害で大きな被害をもたらすものは、地震と津波であると考えています。行政や関係機関が動き出すことが出来るのは、地震発生から3日後位になると言われています。

そこで重要となるのが、自主防災組織の活動です。災害が発生した時は、まず自分で身の安全を守り、次に地域に住む人達の協力で生きのびることが大切です。

そのため、災害が発生した時の行動力を、普段からの防災に対する知識と訓練で養っておく必要があります。

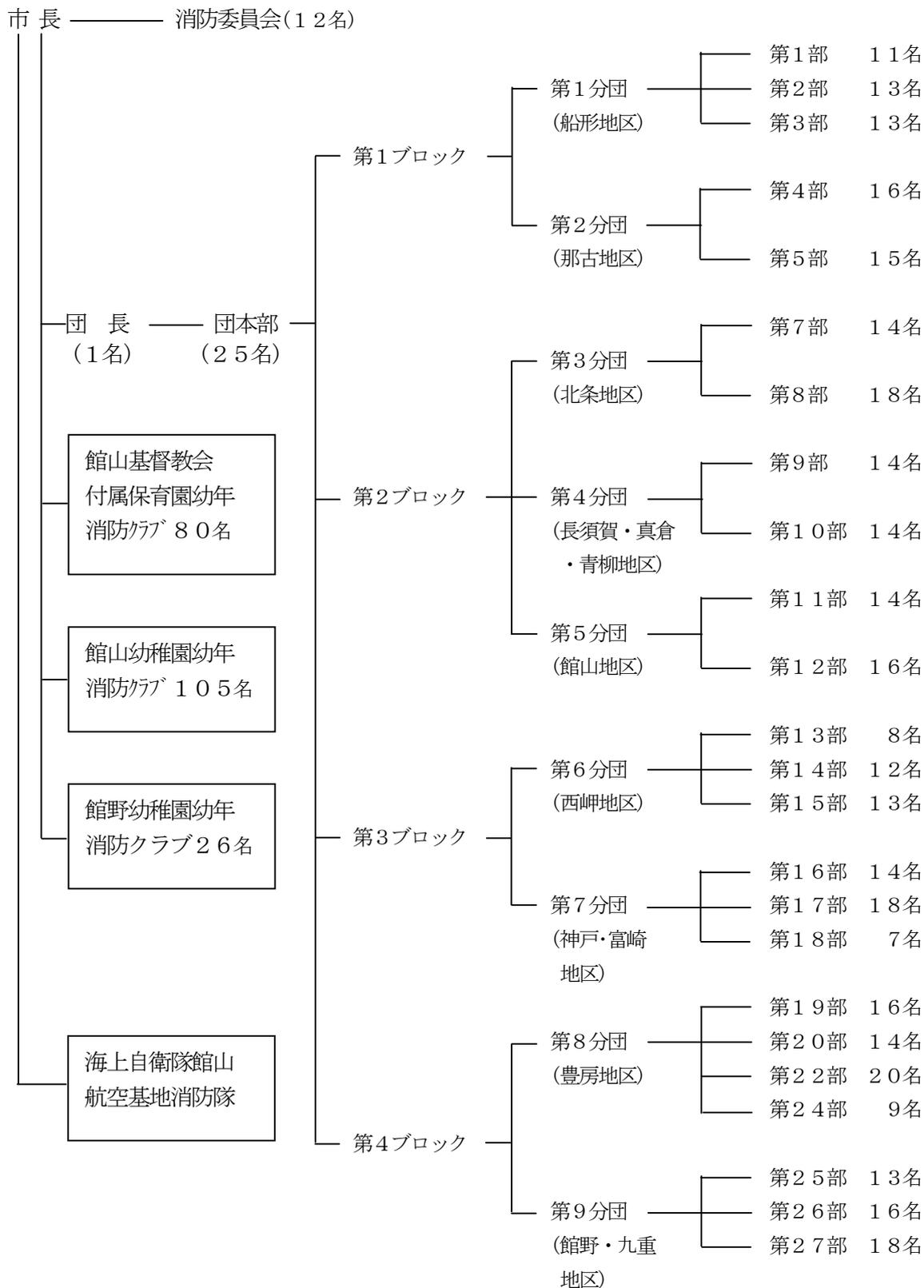
現在 155 町内会の内、自主防災組織を結成しているのは 117 町内会で、組織率は 75.5%ですが、組織の見直しや訓練がされていない現状があります。

市では、組織結成率が 100%となるよう町内会長等への助言や防災訓練等の活動を支援し、自主防災組織の育成強化に努めていきます。

7 館山市消防

(1) 消防機構

H22. 4. 1 現在



(2) 消防団員報酬及び費用弁償 (平成22年度)

報酬 (年額)

団 長	213,000 円	副団長	147,000 円	分団長	91,000 円	副分団長	72,000 円
部 長	54,000 円	班 長	40,000 円	団 員	33,000 円		

費用弁償 (1人1回、1日又は1夜当たり)

火災	1,800 円以内	風水害	1,800 円以内	警戒	1,800 円以内	訓練	1,200 円以内
捜索	1,800 円以内						

(3) 年齢別団員数

H22. 4. 1 現在

年度	20 歳未満	20 歳以上 30 歳未満	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上 60 歳未満	60 歳以上	平均 年齢
12	0	95	217	77	6	0	34.2
13	0	110	203	75	6	0	33.9
14	0	87	212	74	4	0	34.3
15	1	85	210	78	5	0	34.4
16	2	85	210	76	8	0	34.6
17	0	73	219	76	9	0	34.8
18	0	73	216	71	10	0	35.1
19	0	63	216	70	8	0	35.2
20	0	64	217	75	10	0	35.3
21	1	63	219	82	8	0	35.3
22	1	59	199	97	6	0	35.7

(4) 在団年数別団員数

H22. 4. 1 現在

年度	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上	合計
12	166	137	58	23	5	5	1	395
13	174	115	76	20	5	4	0	394
14	143	122	80	23	7	2	0	377
15	152	109	80	28	7	3	0	379
16	141	130	67	31	9	2	1	381
17	149	110	77	32	6	3	0	377
18	136	119	71	35	5	4	0	370
19	130	101	84	33	6	3	0	357
20	130	115	75	33	9	3	1	366
21	145	99	89	26	10	3	1	373
22	126	107	79	38	7	4	1	362

(5) 地区別消防水利

H22. 4. 1 現在

	館山	北条	那古	船形	西岬	神戸	富崎	豊房	館野	九重	計
消火栓	190	210	78	28	103	89	24	107	66	47	942
防火水槽	65	94	33	28	26	27	8	35	26	19	361
プール	2	7	2	1	3	3	1	2	1	1	23
計	257	311	113	57	132	119	33	144	93	67	1,326